

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

一 道路の種類 県道

二 路線名 吉田太田部譲原線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| テツク一 番五地先 から同郡 同町大字 矢納字 | 見玉郡神 川町大字 矢納字テ ツク一 | 区 間 |
| 一八・八四 ） 八・七一 | 一八・八四 ） 八・三一 | 敷地の幅員 (メートル) |
| | 二九・一四 | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |